

## 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 大分教育情報化ファシリテーション業務
- 2 履行期間 自 令和8年5月 日  
至 令和11年4月30日
- 3 委託金額 ¥ 〇〇― (うち消費税額 ¥〇〇―)  
内訳  
令和8年度 ¥〇〇― (月額¥〇〇―)  
令和9年度 ¥〇〇― (月額¥〇〇―)  
令和10年度 ¥〇〇― (月額¥〇〇―)  
令和11年度 ¥〇〇― (月額¥〇〇―)
- 4 契約保証金 免除

上記業務の委託について、委託者 大分県知事 佐藤 樹一郎 を甲とし、受託者 〇〇 〇〇 を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

### (総則)

第1条 乙は、別添の大分教育情報化ファシリテーション業務仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき頭書の委託金額(以下「委託金額」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を信義に従って誠実に履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。  
(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

### (再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し、再委託承諾書(別紙様式2)により甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

3 乙は、業務の一部(主たる部分を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとする

るときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託（変更）承諾申請書（別紙様式1）を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、資料整理、計算処理、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。
- 6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。
- 7 第1項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社を含む。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報等を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。
- 8 前7項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

（委託業務の調査等）

第4条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担によるものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

（履行遅滞の場合における賠償金）

第7条 甲は、乙が、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

- 2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。
- 3 甲の責めに帰する理由により、第12条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

（機密の保持）

第 8 条 乙は、この契約の履行上知り得た甲の業務上の内容を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(個人情報保護)

第 9 条 乙は、委託業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(義務違反の場合における損害賠償)

第 10 条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に侵害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の様態及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(業務報告)

第 11 条 乙は、毎月の業務報告書を翌月第 5 開庁日までに甲に提出しなければならない。ただし、3 月分の業務報告書の提出期限は、3 月 31 日までとする。

(委託金額の支払)

第 12 条 乙は、前条の規定による報告に基づく甲の確認を受けたのち、委託金額の月額 円〇〇―（うち消費税額円〇〇―）の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して 30 日以内に委託金額を支払わなければならない。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙に誠意がなく、委託業務に支障を来していると認められたとき。
- (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
- (4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められたとき。
- (5) 本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責めに帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(違約金)

第 14 条 前条の規定により、甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、第 1 号において契約その他

の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により契約を解除した場合は、この限りではない。

(委託業務遂行の方法等)

第 15 条 甲は、乙に対し委託業務に必要な範囲で甲の施設、設備等は無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項の施設、設備等の使用にあたっては、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

3 乙の使用人は、乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の職員からデータ保護又は防犯上の必要性に基づく要請があったときには、これを提示する。

(協力義務)

第 16 条 甲及び乙は、委託業務の実施にあたり、円滑にその目的を達成するため相互に協力するものとする。

(賃金の変動に基づく契約金額の変更)

第 17 条 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果契約金額が著しく不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、契約金額の変更について書面により協議を申し入れることができる。

2 前項に基づく申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限る。

(1) 協議申し入れ時点において、本契約の履行期間が2か月以上残存していること。

(2) 当該変更額が、変動前契約金額(契約金額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。)と変動後契約金額(変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前契約金額に相応する額をいう。)との差額のうち、変動前契約金額の1000分の10を超える額であること。

3 前項に基づく申し入れを行った甲又は乙は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、甲乙協議を行うものとする。

4 前項の協議を行った場合、甲は協議の結果を書面により乙に通知しなければならない。この場合において、乙が当該通知を受領した日から14日以内に書面により異議を述べなかったときは、乙は当該決定に同意したものとみなす。

(契約外の事項)

第 18 条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(特約事項)

第 19 条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲

住 所 大分市大手町3丁目1番1号  
大分県知事 佐藤 樹一郎 ⑩

乙

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

(別紙様式1)

年 月 日

契約担当者 殿

契約者 (受託者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

再委託 (変更) 承諾申請書

委託契約書第 条により ( 年 月 日付け 第 号で承諾のあった再委託については)、下記のとおり委託業務の一部を再委託 (変更) したいので申請します。

記

- 1 委託業務の名称
- 2 委託業務の場所
- 3 履 行 期 間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 業 務 委 託 金 額 円
- 5 再委託業務の概要及び (変更) 理由
  
- 6 再委託業務期間 (予定) 年 月 日～ 年 月 日  
(変更) 年 月 日～ 年 月 日
- 7 再 委 託 金 額 (予定) 円  
(変更) 円
- 8 再委託の相手方  
(1) 住 所  
(2) 商号又は名称  
(3) 代表者氏名
- 9 添 付 書 類 その他知事が必要と認める書類

(別紙様式2)

第 号  
年 月 日

契約者 殿

契約担当者

### 再委託承諾書

年 月 日付けで申請（変更申請）のあった再委託については、下記のとおり条件を付して承諾します。

#### 記

1 委託業務の名称

2 再委託業務の概要

3 再委託の相手方

- (1) 住 所
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者氏名

4 承諾条件

- (1) 再委託の相手方による再委託に係る業務の履行により、大分県に損害を与えたときは、契約者が大分県に対する賠償の責を負うこと。
- (2) 契約の目的物について、再委託の相手方による再委託に係る業務の履行に係る部分にかしがあったときは、契約者が契約の規定によるかし担保責任を負うこと。
- (3) 再委託にあたって、契約者は、再委託の相手方に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。
- (4) 再委託の相手方が、この承諾の条件に違反したときは、この承諾を取り消すものとする。この場合において、契約者に損害が発生したときは、大分県は一切の賠償の責を負わない。
- (5) 再委託の相手方が、さらに第三者へ委託を行う場合には、当該第三者の名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を提出すること。